

都市自治体における法務人材に 関する研究会の全体方針について (事務局案)

I 設置趣旨について

1. 本研究会の設置趣旨

● 問題意識

① 都市自治体のガバナンスにおける“自治体法務”の重要性

- ・ 法化社会の進展に伴う、訴訟リスクの増大やコンプライアンス意識の高まり
- ・ 分権改革で拡充された事務権限および裁量の活用による政策実現

② 担い手となる都市自治体職員をめぐる変化・課題

- ・ 職員定数の削減や採用試験での法律科目の廃止、非正規職員の増加等
→ 自治体法務を中核的に担うべき職員の確保・育成が困難、組織全体の法務能力の低下への懸念
- ・ 法曹有資格者や法科大学院修了者等の活用

- 都市自治体のガバナンスの観点から、法務対応のニーズやその担い手の育成・確保等の現状を把握するとともに、「**法務人材**」が担うべき業務や人材育成・確保等の方法、組織体制のあり方を展望する。

2. 「法務人材」のイメージ図(素案)

- 都市自治体行政に関わる法務関係人材の位置づけ(素案)



3. 論点(案)

- 論点1 都市自治体における法務ニーズ
 - “自治体法務”が重視される背景、法務ニーズの高い政策分野・課題
- 論点2 法務人材が担う業務の現状と今後の展望
 - 「法務人材」の位置づけ、法務人材が担う業務／期待される役割
- 論点3 法務人材の確保・育成等
 - 確保・育成の手法、キャリアパス、確保・育成に向けた連携・支援
- 論点4 組織全体の法務能力の向上
 - 組織体制、職員全般の法務能力の向上、外部人材の活用

〔参考〕 関連する過去の調査研究

- 自治体法務・政策法務に関する調査研究（1998～2000年度）
 - 自治体法務のマネジメントおよび法務体制のあり方を議論
 - 法務体制等に関するアンケート調査を201自治体（政令指定都市、中核市、特例市、先行的自治体、特別区、都道府県）を対象に実施
- 都市自治体の訴訟法務に関する調査研究（2006年度）
 - 訴訟法務マネジメントおよび訟務体制のあり方を議論
- 都市自治体行政の専門性に関する調査研究（2009～2010年度）
 - 都市自治体行政における「専門性」の意義や、「専門性」を有する職員の確保・育成の手法などを議論
 - ※本研究会では「専門性」を、「特定の行政分野において専門知識・能力を有するとともに、地域ニーズ・課題を把握して対応策を企画立案し、都市自治体全体として効果的・効率的に実施することを可能にする知識・能力」と定義

Ⅱ 調査研究の進め方について

1. 調査手法(案)

- ① 研究会での意見交換
 - 研究会委員からの話題提供
 - ゲストスピーカーの招聘
- ② 全国815市区を対象としたアンケート調査
- ③ 先進自治体・関係機関等へのヒアリング調査

2. スケジュール(案)

2020年8月21日	第1回研究会(顔合わせ、研究会の進め方等の検討)
9月～ 12月	第2回研究会～第4回研究会 (主にアンケート調査項目・ヒアリング調査の検討)
2021年1～2月	アンケート調査の実施
3月	第5回研究会(アンケート調査結果の報告)
4月～ 12月	3～4回程度の研究会の開催
2022年1月	最終研究会(報告書原稿読み合わせ)、原稿〆切
3月	報告書刊行

※2020年秋から2021年秋にかけて、ヒアリング調査も並行して実施